第明治三十種五郵年便三月物三十認一可日

△

7403.29		――その他の銅合金（第74.05項のマスターアロイを除く。）			7403.29		――その他の銅合金（第74.05項のマスターアロイを除く。）		
		―――課税価格が１キログラムにつき485円以下のもの					―――課税価格が１キログラムにつき485円以下のもの		
	011	――――銅・ニッケル合金(白銅)及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）		ＫＧ		011	――――銅・ニッケル合金(白銅)及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）		ＫＧ
	019	――――その他のもの		ＫＧ		019	――――その他のもの		ＫＧ
		―――課税価格が１キログラムにつき485円を超え500円以下のもの					―――課税価格が１キログラムにつき485円を超え500円以下のもの		
	021	――――銅・ニッケル合金(白銅)及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）		ＫＧ		021	――――銅・ニッケル合金(白銅)及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）		ＫＧ
	029	――――その他のもの		ＫＧ		029	――――その他のもの		ＫＧ
	030	―――課税価格が１キログラムにつき500円を超えるもの		ＫＧ			―――課税価格が１キログラムにつき500円を超えるもの		
						031	――――銅・ニッケル合金(白銅)及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）		ＫＧ
						039	――――その他のもの		ＫＧ
74.04 ～ 74.19		［略］			74.04 ～ 74.19		［同左］		
［略］					［同左］				
84.01 ～ 84.42		［略］			84.01 ～ 84.42		［同左］		
84.43		印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品			84.43		印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品		
		［略］					［同左］		
8443.11 ～ 8443.19		［略］			8443.11 ～ 8443.19		［同左］		
		―その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）					―その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）		
8443.31	000	――印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）		ＮＯ	8443.31		――印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）		
						010	―――ファクシミリ送信の機能を有するもの（フラットベッドスキャナを有しないものに限る。）		ＮＯ
						090	―――その他のもの		ＮＯ

○　　○